平成２２年（フ）第１８４５号
仙台市若林区土樋78番地　シティハウス愛宕橋ＳＣ―503
破産者　尾形　晴美
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目23番６号　サードステージ旭ヶ丘205
破産者　伊勢　孝幸
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
山形県新庄市堀端町８番14号
破産者　小野　豊昭
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２２１号
福島県いわき市内郷綴町一之坪62番地、前住所福島県いわき市内郷高坂町立野59番地の２
破産者　小松　由樹
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３号
福島県いわき市四倉町字鬼越240番地の48
破産者　石川　芳江
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５号
福島県いわき市東田町２丁目14番地の10　古川コーポⅠ―Ａ
破産者　間野　　学
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５４７号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―1001号
破産者　追久保　勲
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
埼玉県越谷市花田４―12―７　インターナショナルゲストハウス花田111号室、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生西町２丁目８番地10　マリーエⅢ303
破産者　宮本　正勝
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
埼玉県越谷市蒲生２―９―39　竹内良子方、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生３丁目７番33号
破産者　山岸　千尋
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
京都市上京区椹木町通衣棚西入今薬屋町332番地　サンシティ御所西602号
破産者　田中のり子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
京都市上京区寺町通今出川上る西入松之木町340番地　松ノ木ハイツ14号
破産者　田中　徳次
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
京都府舞鶴市字大川85番地２
破産者　眞下　兵市
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
広島県福山市手城町２丁目９番12号　Ａ、開始決定時の住所広島県福山市南手城町３丁目20番10号
破産者　廣島　光雄
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２５４号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目８番３―407号
破産者　高江　仁美
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須156番地１スカイシャトレ柚須209号
破産者　栗原　澄江
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５４号
長崎県長崎市泉１丁目12番５号、旧住所長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ1117
破産者　久松　　雪
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
札幌市北区西茨戸３条１丁目４番15号
破産者　仲田謙四郎
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７２号
秋田市寺内字三千刈225番地５　ブルージュ３番館102号
破産者　村　　浩太
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部